

京都市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第7条第5項第3号（法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市が行う衛生管理責任者及び作業衛生責任者の養成講習会（以下「講習会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施責任者）

第2条 講習会の実施責任者は、京都市長とする。

（対象者）

第3条 講習会を受講できる対象者は、京都市と畜場において従事している者とする。

（講師）

第4条 講習会の講師は、本市職員又はその他市長が認める者とする。

（講習内容）

第5条 講習会は3日間以上開催し、科目及び時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 公衆衛生概論 | 4時間 |
| (2) と畜関係法令 | 4時間 |
| (3) 家畜解剖・生理学 | 2時間 |
| (4) 家畜内科・病理学 | 6時間 |
| (5) 食肉衛生学 | 6時間 |
| (6) 関係法令 | 2時間 |

（申込方法）

第6条 講習会の受講を希望する者は、「京都市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会申込書」（様式第1号）に記入のうえ、市長に提出しなければならない。

（修了証の交付）

第7条 市長は、講習会の全課程を修了した者に対して、修了証（様式第2号）を交付する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、講習会の実施に関して必要な事項は、衛生環境研究所長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

京都市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会受講申込書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
受講申込者の住所	受講申込者の氏名 年 月 日 生 電話

京都市と畜場衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会実施要綱に基づく講習会の受講を申込みます

受 講 資 格	最終卒業学校			卒業年度	年度
	業務従事年数	と 畜 場 名			
		所 在 地			
		在 職 期 間	自 年 月 至 年 月 (年 月 間) 上記内容に相違がないことを証します (記名押印又は署名) 住所 氏名 印		

(添付書類) 最終卒業学校を卒業したことを証する書類

修了証

様

年 月 日 生

あなたはと畜場法第7条第5項第3号(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する講習会の課程を下記のとおり修了したことを証します。

記

講習期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

年 月 日

京 都 市 長